

消費税の使途

消費税の税率は、平成26年4月に5%から8%、令和元年10月には8%から10%に引き上げられました。税率の引上げにより増収となる地方消費税(※)収入については、地方税法の規定により、社会保障4経費(年金、医療、介護、少子化に対処するための施策)・その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策)に要する経費に充てるものとされています。

令和7年度予算の地方消費税交付金は166億円、うち税率引上げによる増額分は90億円を見込んでおり、その使途は以下のとおりです。

(百万円)

事業		令和7年度 予算額	財源内訳		
			特定財源	一般財源	うち地方消費税交付 金(引き上げ分)
社会 福 祉	障がい者福祉事業	23,064	16,456	6,608	758
	高齢者福祉事業	1,265	384	881	101
	児童福祉事業	25,046	15,017	10,030	1,150
	幼児教育・保育事業	38,628	18,156	20,472	2,348
	生活保護事業	47,615	36,986	10,630	1,219
社会 保 険	国民健康保険事業	8,893	3,105	5,789	664
	介護保険事業	11,358	627	10,731	1,231
	後期高齢者医療事業	10,726	1,443	9,282	1,065
衛 生 健	疾病予防対策事業	3,652	338	3,314	380
	その他保健衛生事業	2,386	1,241	1,146	131
合 計		172,634	93,753	78,882	9,046

(端数調整の関係上、合計が一致しない場合があります。)

※ 地方消費税：消費税は、国の消費税と地方消費税に分かれます。それぞれの税率は以下のとおりです。

税率	国の消費税	地方消費税
5%	4.0%	1.0%
8% (H26.4~)	6.3%	1.7%
10% (R1.10~)	7.8%	2.2%